

小児レスパイト事業の実施について

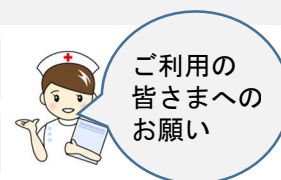


香川県は、在宅で人工呼吸器を使用するなどの医療的ケアを必要とする小児慢性疾病児童等の療養支援と、介護する家族の精神的・肉体的負担の軽減を図るため、保護者の急用時等に医療機関で患者を一時的に受け入れる「香川県小児慢性特定疾病重症患児等療養支援事業（小児レスパイト事業）」を実施していますので、ご利用ください。

実施病院	四国こどもとおとなの医療センター（善通寺市仙遊町） 香川大学医学部附属病院（木田郡三木町） 高松医療センター（高松市新田町）	
対 象 者	香川県内に住所を有する中学生までの小児であって、次のいずれかの状態にある方 ①NICU退院後などで病状が不安定な状態にあること ②呼吸管理、栄養管理などのため医療的ケアが日常的に必要な状態にあること （詳しくは病院にお問い合わせください。）	
利用条件	保護者の日々の疲れ、冠婚葬祭などにより在宅療養の継続が一時的に困難な場合	
利用定員	各病院 1 日 1 名	
利用期間	日中のみの利用を原則とします。 ただし、送迎その他やむをえない理由があり、実施病院が適当と認める場合は、前後の夜間も利用可能とします。	
利用手順	①実施病院に相談し、事業内容を確認ください。 ②所定の様式により実施病院に利用者登録の申し込みを行ってください。 ③実施病院で内容を確認し、適当と認められれば、利用者登録されます。 ④登録後、所定の方法により実施病院に事前予約し、ご利用ください。	
利用料金	無料。ただし、実施病院で利用した日用品費、食事代等は実費負担となります。	

ご利用の皆様へのお願い

利用登録	患者様を安全に受け入れるため、病院において事前に病状把握をさせていただき、利用登録の可否を決定させていただきます。患者様の容態が不安定な場合や合併症状が懸念される場合などは、ご希望に添えないこともあります。あらかじめご了承ください。
病状把握	病状を正確に把握するために、利用登録申請時に、主治医から診療情報提供書をいただくほか、保護者との面談、患児の診察などをお願いします。また、利用登録後も定期的に病状把握のために必要な診察などをお願いします。
利用回数	利用回数は、一人年間 30 日以内です。
送 迎	送迎は、保護者の方の責任においてお願いします。
日用品等	日頃から使用している備品、消耗品等は持ち込んで下さい。出来ない場合は実施病院が手配することとなり、その場合は別途費用がかかります。



【お問合せ、申し込み先】

四国こどもとおとなの医療センター	地域医療連携室	☎ 0 8 7 7 - 8 5 - 7 7 8 8
香川大学医学部附属病院	総合地域医療連携センター	☎ 0 8 7 - 8 9 1 - 2 3 6 3
高松医療センター	地域医療連携室	☎ 0 8 7 - 8 4 1 - 2 1 6 2